

2008年12月19日
日 本 銀 行

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、最近における米ドル市場の状況を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るため、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」（平成20年9月18日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成20年9月18日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成20年9月18日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 坂 本 (03-3277-2800)
中尾根 (03-3277-3768)
金 融 市 場 局 千 田 (03-3277-1244)
福 田 (03-3277-1272)

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中一部
改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 為替スワップ取極の有効期限 (引出可能期限)

平成 21 年 4 月 30 日